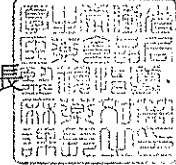




薬食監麻発第 1208003 号
平成 18 年 1 2 月 8 日

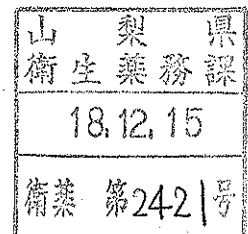
各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長



麻薬注射液を破損により流失した場合等の処置について（回答）

標記について、別添 1 のとおり栃木県保健福祉部長から照会があり、別添 2 のとおり回答したので参考までに通知する。



薬 第927号

平成18年11月24日

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課長 様

栃木県保健福祉部長 田中 一成



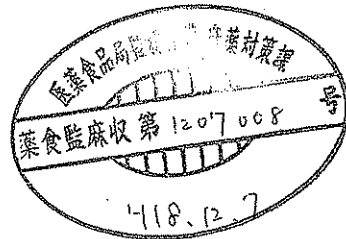
麻薬注射剤を破損により流失した場合等の処置について（照会）
標記の件について、下記のとおり疑義が生じたのでご教示願いたく照会します。

記

麻薬診療施設において、例えば麻薬注射剤（例：アンプル入り塩酸モルヒネ注射液 1ml）を誤って落下の上破損し、内容液 0.6ml が流失しアンプル内に回収できた 0.4ml を廃棄する場合、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）第 29 条及び第 35 条の規定に基づき、都道府県知事に対して、麻薬管理者が 0.6ml の流失分については麻薬事故届を、また、廃棄する 0.4ml については、麻薬診療施設の開設者が麻薬廃棄届をそれぞれ提出するよう指導している。

この場合、回収できた 0.4ml については、衛生面等から再利用できるものではなく、事実上回収できたものとは認められず、麻薬注射剤 1ml 全てが事故により滅失したものであると考えられることから、施用残麻薬と同様に廃棄させ、麻薬事故届のみを提出することで処置して差し支えないか。

また、麻薬小売業者においても同様に取り扱って差し支えないか。



薬務課 温泉・薬物対策担当
TEL:028-623-3119 FAX:028-623-3121
E-mail:yakumu@pref.tochigi.jp

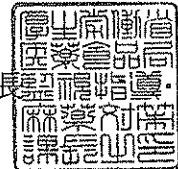


(別添2)

薬食監麻発第 1208002 号
平成 18 年 12 月 8 日

栃木県保健福祉部長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



麻薬注射液を破損により流失した場合等の処置について (回答)

平成 18 年 11 月 24 日薬第 927 号により照会があった標記について、
下記のとおり回答する。

記

麻薬診療施設の麻薬管理者若しくは麻薬施用者又は麻薬小売業者が、麻薬注射液を過誤によって破損したことにより流失した場合において、たとえ一部の麻薬を回収したとしても、当該麻薬注射液全体に対する事故とみなし、麻薬事故届のみ提出することとして差し支えない。その際、上記のとおり取り扱う場合には、この場合は麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を括弧書きで記載するものとする。

ただし、このように取り扱う場合も、流出した麻薬の回収に努めなければならないことに留意されたい。

また、当該回収された麻薬の廃棄に当たっては、麻薬診療施設において麻薬施用残液を廃棄する場合の例により、適正に行うよう指導されたい。